

## 建築物石綿含有建材一般調査者講習 試験問題A

受講番号	
氏名	

基礎知識 1	10		4
基礎知識 2	10		4
建築図面調査	35		14
現場調査	35		14
報告書作成	10		4
合計	100		60以上

### 科目1、建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識1（4問×2.5点）

問1：『建築物石綿含有建材調査』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 国内では、1956（昭和31）年から、吹付け石綿が販売されていた。
- ② 1975（昭和50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を5重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
- ③ 1995（平成7）年、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令の改正で、茶石綿（アモサイト）・青石綿（クロシドライト）の製造などの禁止が行われた。
- ④ 2016（平成28）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。

問1	
----	--

問2：『石綿の定義、種類、特性』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち纖維状を呈している物質の一部の総称である。
- ② 厚生労働省通達では、石綿を「纖維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリンタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
- ③ 蛇紋石系に分類される石綿のクリンタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用してきた。
- ④ レベル1の石綿は、飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。

問2	
----	--

問3：『石綿による疾病、環境の石綿濃度』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 非喫煙者の肺がん死亡率は、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約5倍となっている。
- ② 粉じんの吸入約1年後の肺内の残留率は、非喫煙者では約10%であるのに対して、喫煙者では、約50%になるとの報告がある。
- ③ 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強いが、潜伏期間は短い。
- ④ 石綿累積ばく露量（石綿ばく露濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関がある。

問3	
----	--

問4：『建築物と石綿関連疾患、空中石綿濃度、健康影響評価』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生する。例えば、天井面へポールや棒を当てる場合は12~18f/Lで、ほうきでこする場合も、石綿繊維の気中濃度差はないという結果が報告されている。
- ② 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、中皮腫が最も多い。
- ③ 肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- ④ 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。

問4	
----	--

## 科目2、建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識2（4問×2.5点）

問1：『大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が500m<sup>2</sup>以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- ② 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当する。
- ③ 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
- ④ 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果等を表示した掲示板の設置が必要である。

問1	
----	--

問2：『大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、吹付け石綿（石綿0.1重量パーセントを超えるもの）の使用禁止及び建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時に除去等を義務付けているが、吹付けロックウール（石綿0.1重量パーセントを超えるもの）は適用されない。
- ② 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体、改修等が対象となる。
- ③ 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当する。
- ④ 大気汚染防止法の定めにより、元請業者が行った事前調査に関する記録は、解体等工事が終了した日から3年間保存する。

問2	
----	--

問3：『石綿含有建材調査者』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならない。
- ② 石綿含有建材調査者は、石綿含有建材の調査の専門家であり、対策や工法については除去工事業者が行うため、精通しておく必要はない。
- ③ 石綿含有建材調査者は、意図的に事実に反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行っては絶対にならない。
- ④ 石綿に関する情報と措置技術は日々新しくなっており、石綿含有建材調査者には常に情報収集の努力が必要である。

問3	
----	--

問4：『事前調査の具体的手順の例』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、現地調査で成形板の裏面のJIS表示や不燃番号等を確認して判定する方法がある。
- ② 現地調査においては、「石綿含有」とみなすこともできる。
- ③ 事前調査は、現地調査を行わず、書面調査判定のみで調査を確定終了してもよい。
- ④ 現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。

問4	
----	--

### 科目3、石綿含有建材の建築図面調査（14問×2.5点）

問1：『建築一般』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法において「壁（構造上重要ではない間仕切壁を除く）」は、建築物的主要構造部である。
- ② 建築基準法において「柱（造上重要ではない間柱、附け柱を除く）」は、建築物的主要構造部である。
- ③ 建築基準法において「梁（構造上重要ではない小梁を除く）」は、建築物的主要構造部である。
- ④ 建築基準法において「屋根及び構造上重要ではないひさし」は、建築物的主要構造部である。

問1

問2：『建築一般』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法第2条5号において、「主要構造部」が建築物の防火上の観点から定められている。
- ② 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能は同一である。
- ③ 建築基準法において、「1時間耐火」よりも「2時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
- ④ 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。

問2

問3：『建築設備』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれない。
- ② 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれる。
- ③ 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第二種」を使用することが多くみられる。
- ④ レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となるため、施工されている。

問3

問4：『石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け、半乾式吹付け、湿式吹付けの3つの工法がある。
- ② 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」と水である。
- ③ 石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているので石綿無含有建材と判断してよい。
- ④ 吹付けバーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケース以外に、不純物として石綿を含有するケース（天然鉱物由来の石綿）がある。

問4

問5：『石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- ② 石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第一種」の2種類がある。
- ③ 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、多くの煙突は円筒型であるが、角型の煙突に対しては平面の形状をした煙突用石綿断熱材が使用された。
- ④ 屋根用折板石綿断熱材のち、石綿フェルトについては、折板の幅に合わせて製造され、工場で折板に接着されるもの、建設現場にて接着されるものがあった。

問5

### 科目3、石綿含有建材の建築図面調査（14問×2.5点）

問6：『石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- ② 軽微な場合も含め、解体・改修工事に際しては、的確に石綿含有建材の使用状況などを調査し、含有していないことが確認された場合以外は、適切な飛散やばく露防止措置を講じ、発生する廃棄物を適正に処理することが求められる。
- ③ レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも圧倒的に多い。
- ④ 事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を確認できない場合は石綿含有とみなすか、分析により確認する。

問6	
----	--

問7：『石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われていた。
- ② 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
- ③ せっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品には、石綿を含有するものはない。
- ④ 石綿含有壁紙は、住宅においては、台所やユーティリティなど火気を使用する部屋に使用されている頻度が高い。

問7	
----	--

問8：『石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有ビニル床タイルは、事務所、病院、公共施設などの床に多く使用されている。
- ② 石綿含有ビニル床シートの裏面には、必ず製品名などの印字がある。
- ③ 石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場などの屋根（大波）、壁（小波）に使われ、中波は使用された数は少ないが、屋根・壁に使用されている。
- ④ 石綿含有ルーフィングは、目視では、石綿が含有されているか否かの識別は極めて困難である。

問8	
----	--

問9：『書面調査の実施要領』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿調査の第1段階は、試料採取および分析から始まる。
- ② 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。
- ③ 書面調査は、現地調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。
- ④ 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手し、所有者へのヒアリングなどを行う。

問9	
----	--

問10：『図面の種類と読み方』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 竣工図は、竣工時に設計図書（建築確認図を含む）を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面であるが、テナント工事の未記入や修正ミス、記入漏れが多いため、参考資料として書面調査を行い、現場確認することが鉄則である。
- ② 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「施工計画書」などがある。
- ③ 施工図の内容は詳細事項が多いため、理解するには専門知識が必要である。
- ④ 図面からの情報は調査における補助的な位置づけであり、現地での確認状況を優先することは言うまでもない。

問10	
-----	--

### 科目3、石綿含有建材の建築図面調査（14問×2.5点）

問11：『図面の種類と読み方』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できる。
- ② 内部仕上表は、室内に「表し」となっている仕上面の資材が記載されているだけで、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材については記載されていないため、留意が必要である。
- ③ 立面図は、建築物の立面を記載しており、通常、4面1組で建築物の立面が記載され、外部仕上が記載されていることも多くみられる。
- ④ 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。

問11	
-----	--

問12：『図面の種類と読み方』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 建築図面などを借用する場合、複製であっても、使用後に返却しなければならない。
- ② 建築図書などの借用時には必ず借用書を作成し、返却の際は図面・書類を借用書に基づき返却を確認する。
- ③ 調査に当たる際は、建築確認図などの借用について、建築物所有者など関係者の許可は特に必要ない。
- ④ 発注者等へのヒアリングは、依頼者、立会者に留まらず、必要に応じ過去の工事の経緯をよく知る者、例えば、よく工事を依頼している特定の工事会社も対象として行う。

問12	
-----	--

問13：『石綿含有建材情報の入手方法』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ② 石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」を活用できる。
- ③ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
- ④ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。

問13	
-----	--

問14：『書面調査結果の整理』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 現地調査では、書面調査結果をもとに実際の現場で使用されている建材を確認し、分析が必要な試料の採取を行うこととなるため、書面調査結果は見やすく整理し、現地調査に持参する。
- ② 書面調査結果の整理は、「1.石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- ③ 建築図面がない場合でも、建築物の配置図・案内図がある場合が多く、これらを事前に入手したり、建築物の関係者より事前に、建築物概要（階数、面積、構造など）や竣工年、改修の有無などをヒアリングし、現地調査のために整理しておく。
- ④ 建築図面が全くない場合、推測で図面を作成することは認められないため、各階の概略平面図は作成すべきではない。

問14	
-----	--

## 科目4、現地調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問1：『現地調査の流れ』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、再調査は正確性や依頼者からの信頼を失うもとなる。
- ② 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
- ③ 石綿含有建材調査者は、所有者などから得た情報に基づき、依頼者と作業内容などについて打ち合わせを行い、建築物名、所在地、調査要望日（可能日）、連絡方法、建築物の用途、建築図面の有無、立会い者の有無などを確認することが望ましい。
- ④ 大気汚染防止法においては、調査結果を発注者へ書面で報告する必要はない。

問1	
----	--

問2：『事前準備』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないで、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
- ② 調査時の服装のポイントは、「調査作業中であることを第三者に伝えること」、「石綿粉じんからのばく露防止対策」の2点である。
- ③ 調査時の装備について、第三者に伝えるという点に関しては、例えば「点検」、「調査」、「巡回」などと表示された腕章を装着することや、名札を首から掛けることなどが考えられる。
- ④ 調査対象の現場が高所の時には、墜落防止用器具を着用する。

問2	
----	--

問3：『現地調査の実施要領』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 機械室などの現状の仕上げが比較的新しく見えた場合は、間違いなく改修工事があったことの証なので、あえて、関係者等へのヒアリングで確かめる必要はない。
- ② 関係者へのヒアリングを行う際には、調査対象の建築物のことは石綿含有建材調査者よりヒアリング相手のほうが詳しいので、相手の話を十分に聞いて否定しないこと。
- ③ 現地調査の最大の留意点は調査ミスをしないことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているかなどの疑いの目を持つことが重要である。
- ④ 石綿含有建材の調査にあたっては、建築の基礎知識として、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する最低限の知識などの習得が必要である。

問3	
----	--

問4：『現地調査の実施要領』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 試料採取の注意事項として、採取する際には、飛散抑制剤等で湿潤する。
- ② 適切な防護服又は専用の作業衣を使用し、採取後にはHEPAフィルタ付き真空掃除機などで十分に付着した粉じんを除去した後、採取場所を離れる。
- ③ 安全措置が確保ができていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。
- ④ 試料採取の適地とは、石綿含有建材調査者が安全に作業を行うことのできる場所のことであり、また、調査に使う工具類の飛散・落下災害を防止する措置を講じることも大切である。

問4	
----	--

## 科目4、現地調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問5：『現地調査の実施要領』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- ② 防じんマスクのフィルターは、調査対象建築物ごとに新しいものを取り替える。
- ③ 石綿含有建材調査者の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「6ヶ月以内ごとに1回」、定期に医師による健康診断を受けなければならない。
- ④ レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないという判定を行わないこと。

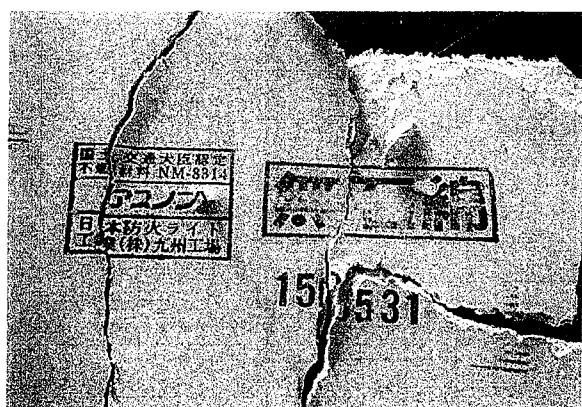
問5

問6：『現地調査の実施要領』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 天井点検口の材料は、天井使用材と異なる可能性はない。
- ② 成形板の裏面調査において、不燃番号がNM-〇〇〇〇と表記されれば、遅くとも「平成14年以降」の製品である。
- ③ 石綿含有成形板裏面の認定番号については、不燃は「1,000番台」、準不燃は「2,000番台」、難燃は「3,000番台」が記載されている。
- ④ せっこうボードにおいて、不燃番号が制度改正以降のNMやQMといった新番号の表記は、「平成14年5月以降の製品」なので、石綿無含有と判断できる。

問6

問7：『現地調査の実施要領』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。



- ① 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
- ② アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ③ 国土交通大臣認定不燃材料NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ④ アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。

問7

問8：『資料採取』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査及び現地調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかったものについては分析を行う必要がある。
- ② 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄するが、手袋は一日の作業終了時に洗浄して1週間程度は使い続ける。
- ③ 試料採取にあたって、必要であれば、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シート等を準備する。
- ④ 試料そのものに石綿が含まれているか否かが判明していない時点で、試料を採取するので、試料採取時には必ず保護具を着用すること。

問8

## 科目4、現地調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問9：『資料採取』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 試料を採取する建材が破損しやすく、剥離が困難な場合は、運搬時などに混ざってしまわないように注意するとともに、分析者に分析対象部分を明確に指定することが重要である。
- ② 試料を採取した部位からの飛散を防止するために、採取部位に粉じん飛散防止剤を噴霧する。
- ③ 複数の場所で採取する場合には、汚染物を少なくするため、採取道具を洗浄したり手袋を交換する必要はない。
- ④ 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「不均一」になっている可能性が極めて高い。

問9	
----	--

問10：『資料採取』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 吹付け材においては、施工年によっては、石綿含有のものと無石綿のものとが混在している時期がある。
- ② 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
- ③ 採取後は飛散防止処理剤を散布して吹付け材を固化し、身体・床面その他周辺をHEPAフィルタ付き真空掃除機で清掃する。
- ④ 試料採取で留意しなければいけない事例として、石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることがある。

問10	
-----	--

問11：『資料採取』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 成形板の試料採取に当たっては、「関係者以外立入禁止」の看板等を作業場入口に掲示する。
- ② 既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。
- ③ 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多い、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
- ④ 解体を目的とした場合の建築用仕上塗材は、「下地調整塗材」および「仕上塗材」が調査対象となる。

問11	
-----	--

問12：『現地調査の記録方法』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- ② 撮影に際しての留意事項として、カメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準じる。
- ③ 撮影に際しての留意事項として、対象物は広角撮影と近接撮影（アップ）を行う。
- ④ 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、記憶違いや記載ミスをなくすため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成する。

問12	
-----	--

## 科目4、現地調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問13：『建材の石綿分析』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.5%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- ② 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。
- ③ 石綿分析の流れは、建材中の石綿の含有の有無を調べるために定性分析を行い、定性分析で石綿が含有していると判定された場合は、含有率を調査するための定量分析を行う。
- ④ 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能である。

問13	
-----	--

問14：『調査票の下書きと分析結果チェック』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 試料を分析機関に送付後、部屋別の現地調査個票を下書き程度でもよいので、調査日からあまり時間を経ずに、忘れないうちに部屋別に整理しておくことが望ましい。
- ② 現地調査個票は、調査した「建物等の階数毎に」作成することが望ましい。
- ③ 部屋別の現地調査個票には、掲載する写真も同時に挿入しておく。
- ④ 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領したら、石綿含有建材調査者は速やかにチェックを行う必要がある。

問14	
-----	--

## 科目5、建築物石綿含有建材報告書の作成（4問×2.5点）

問1：『現地調査報告書』における建築物の概要欄に「該当しない項目」を下記の①～④の中から選びなさい。

- ① 建築物用途
- ② 確認済証交付日・番号
- ③ 建築物使用者
- ④ 延べ床面積

問1	
----	--

問2：『現地調査個票の記入』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 同じような部屋を次々と調査するような場合には、石綿含有建材調査者の記憶違いなどが起こり得るため、調査者がその調査対象部屋内でメモ書きなどをしておくことは、後からの調査報告書にも有効である。
- ② 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
- ③ 外壁構造について、建築物正面側は化粧仕上げとなることが多いが、カーテンウォールやプレキャストコンクリート、軽量気泡コンクリート、押出成形セメント板などの種別にも注視する。
- ④ 写真集の作成にあたっては、調査に補助員がいる場合でも、調査報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとならないと、編集時に混乱をきたすことになる。

問2	
----	--

問3：『事前調査記録』の記載事項に含まれないものを下記の①～④の中から選びなさい。

- ① 事業者の名称、住所及び電話番号
- ② 調査対象の建築物等の竣工日等
- ③ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ④ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

問3	
----	--

問4：『所有者等への報告』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、現地調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
- ② 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ③ 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- ④ 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去後は記録を廃棄してもかまわない。

問4	
----	--